

## 北九州市集団資源回収団体奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの資源化・減量化を図るため、北九州市内の家庭から排出される資源化品目の回収活動を行っている団体に対する集団資源回収団体奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

### (資源化品目)

第2条 前条に定める資源化品目は、再生利用が可能な古紙（新聞、雑誌、段ボール、雑がみ）及び古着とする。

### (対象団体)

第3条 この要綱で定める奨励金の交付を受けることができる団体は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 子ども会、町内会、自治会、PTA等市内の地域住民で組織された集団資源回収団体（以下「団体」という。）であり、営利を目的としない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 以前に、第5条第5項又は第6条第5項により登録を取り消された団体のうち、今後も登録取消となるおそれがある者でないこと。

### (対象まちづくり協議会等)

第4条 第9条で定める古着地域循環推進まちづくり協議会奨励金（以下「古着まち協奨励金」という。）の交付を受けることができる団体は、第5条第2項に基づき交付対象団体として登録を受けた団体のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 概ね小学校区を単位に設置されている地域団体の協議体であるまちづくり協議会又はそれに準じると市長が認める者（以下「まちづくり協議会等」という。）であること。
- (2) 北部九州・古着地域循環推進協議会における古着資源化事業に係る集団資源回収を行う者であること。

### (対象団体の登録、変更・登録抹消及び取消し)

第5条 団体が、この要綱に基づく奨励金の交付を受けようとする場合は、集団資源回収団体登録申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 市長は、団体から申込書の提出があったときは、登録申込事項を審査し、当該申込が第3条の要件に合致しているときと認められるときは、交付対象団体として登録するものとする。
- 3 前項の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、申込書の記載内容に変更が生じた場合又は団体登録を抹消する場合は、速やかに、集団資源回収団体登録内容変更報告・登録抹消届（第2号様式）（以下「変更・登録抹消届」という。）に変更・登録抹消内容を記載して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の提出が行われたときは、変更・登録抹消届内容を審査し、当該変更・登録抹消届が適当であると認められるときは、当該団体の登録内容を変更・登録抹消

するものとする。

5 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2項に基づく登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等の不正行為を行ったとき。
- (2) 第3条で定める対象団体としての要件を欠くことが判明したとき。
- (3) 第11条で定める連続した3期(1年半)にわたって資源回収実績の報告がないとき。
- (4) その他別表第1で定める不正な手段により集団資源回収を行ったとき。

(対象まちづくり協議会等の登録、変更・登録抹消及び取消し)

第6条 まちづくり協議会等が、古着まち協奨励金の交付を受けようとする場合は、古着地域循環推進まちづくり協議会登録申込書(第3号様式)(以下「地域循環申込書」)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、まちづくり協議会等から地域循環申込書の提出があったときは、登録申込事項を審査し、当該申込が第4条の要件に合致していると認められるときは、交付対象まちづくり協議会として登録するものとする。

3 前項の登録を受けたまちづくり協議会等(以下「登録まちづくり協議会等」という。)は、申込書の記載内容に変更が生じた場合又は前項の登録を抹消する場合は、速やかに、古着地域循環推進まちづくり協議会登録内容変更報告・登録抹消届(第4号様式)に変更・登録抹消内容を記載して、市長に提出しなければならない。但し、前条第3項に規定する変更・登録抹消届を提出し、変更内容又は登録抹消が確認できる場合は、この限りでない。

4 市長は、前項の提出が行われたときは、変更・登録抹消届内容を審査し、当該変更・登録抹消届が適当であると認められるときは、当該まちづくり協議会等の登録内容を変更・登録抹消するものとする。

5 市長は、第4条で定める対象まちづくり協議会等としての要件を欠くことが判明したときは、第2項に基づく登録を取り消すことができる。

(奨励金の交付対象)

第7条 市長は、登録団体の活動として市内の家庭から排出された資源化品目の集団資源回収が行われ、それが証明された場合に奨励金を交付する。

(集団資源回収の証明)

第8条 集団資源回収活動によって回収された資源化品目の重量等の証明は、公的な計量証明によって行われるものとする。

(奨励金の交付額及び交付制限)

第9条 奨励金の額は、回収した資源化品目の重量1キログラムにつき別表第2に定める基準額とする。

(交付対象期間)

第10条 奨励金の交付対象期間は、第5条第2項に基づき登録がなされた日から起算する。ただし、古着まち協奨励金の交付対象期間は、第6条第2項に基づき登録がなされた日から起算する。

(奨励金の交付単位及び参加申込)

第11条 奨励金は、毎年1月から6月まで(以下「上期」という。)及び7月から12

月まで（以下「下期」という。）のそれぞれの期間を単位として交付する。

- 2 登録団体は、毎年度の奨励金事業に参加を希望する場合は、対象年度内に1回、市長が定める期日までに、北九州市集団資源回収団体奨励金交付事業参加申込書（第5号様式）を提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第5条第1項及び第6条第1項の規定に基づき登録を受けた年度については、その年度の参加申込書の提出があったものとみなす。

#### （奨励金の交付）

- 第12条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により登録団体から参加申込があったときは、北九州市古紙回収業者回収奨励金等交付要綱第7条第2号に掲げる北九州市計量業者計量奨励金交付申請書兼実績報告書（第5号様式）に基づき奨励金の交付金額を決定する。ただし、登録団体が回収した古紙又は古着を計量する業者が、同要綱第3条第1項で定める登録を受けていない場合は、当該計量業者に資源回収実績の報告を求め、奨励金の交付金額を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、北九州市集団資源回収団体奨励金交付決定通知書（第6号様式）により、登録団体へ資源回収量及び奨励金額等を通知し、奨励金を交付する。ただし、古着まち協奨励金にあっては、北九州市集団資源回収団体奨励金交付決定通知書（古着地域循環推進まちづくり協議会奨励金）（第7号様式）により、登録団体へ資源回収量及び奨励金額等を通知し、奨励金を交付する。
- 3 登録団体は、前項の規定による通知を受けたときは、資源回収量及び奨励金額等を確認し、内容に錯誤があるときは、当該通知を発した日から15日以内に、市へ申し立てるものとする。

#### （奨励金の交付方法）

- 第13条 市長は、奨励金を口座振り込みにより登録団体に交付する。

#### （奨励金収支の周知）

- 第14条 奨励金の交付を受けた登録団体は、その収支について当該団体の構成員に周知するよう努めなければならない。

#### （奨励金の不交付及び返還）

- 第15条 市長は、登録団体が第5条第5項各号のいずれかに該当する場合又は登録まちづくり協議会等が第6条第5項に該当する場合は、奨励金の全部又は一部を交付しないことができ、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき奨励金の返還を命じたときは、その旨を公表することができる。

#### （免責規定）

- 第16条 第5条第5項又は第6条第5項に基づく取消し及び前条に基づく奨励金の不交付又は返還により生じた損害について、市長は賠償の責めを負わない。

#### （電磁的記録による作成）

- 第17条 この要綱の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作

成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(電磁的記録による事務処理)

第18条 この要綱の規定による書類等の処理については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって市長が定めるものをいう。）をもって行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第7条の規定は、平成11年1月からの回収分から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第9条及び第10条の改正規定は、平成19年1月からの回収分から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年11月28日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に回収した古紙に関する奨励金の交付については、なお従前の例

による。

- 3 第11条第1項で規定する第5号様式から第8号様式までについて、各様式に対応する改正前の第3号様式から第5号様式までを使用した場合は、市長が代用可能と判断する範囲内でこれを認めることとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第11条第1項及び第2項で規定する第5号様式から第9号様式までについて、各様式に対応する改正前の第5号様式から第10号様式までを使用した場合は、市長が代用可能と判断する範囲内でこれを認めることとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月19日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第5条第1項及び第3項で規定する第1号様式及び第2号様式について、各様式に対応する改正前の様式を使用した場合は、市長が代用可能と判断する範囲内でこれを認めることとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第11条及び第12条、第17条及び第18条の規定は、令和5年7月からの回収分から適用する。
- 3 令和5年6月までの回収分に関する奨励金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

- 1 回収業者から第2条で定める資源化品目の引渡しに対して金品を受け取ること。
- 2 家庭から排出されたもの以外の古紙又は古着を、奨励金の対象となる資源化品目に加えること。
- 3 登録団体が回収作業に従事する者を雇用して、資源化品目を回収すること。

別表第2（第9条関係）

1 古紙

種別	回収方法	奨励金額
Aタイプ	戸別（軒先）回収方式以外の回収方法	7円/kg
Bタイプ	戸別（軒先）回収方式：集団資源回収団体が、決められた日時に、それぞれの家の前に出しておいた古紙を、回収業者が回収していく方法	5円/kg

2 古着

種別	回収方法	奨励金額
古着団体奨励金	古着まち協奨励金の対象となる回収方法以外の回収方法	1円/kg
古着まち協奨励金	登録まちづくり協議会等が市長にあらかじめ届け出た場所（1箇所）又は市長が特に認める方法で回収する方法。回収業者は北部九州・古着地域循環推進協議会におけるリサイクルを実施する者として、市長が認めた者に限る。	2円/kg